

国立国会図書館

主権者教育をめぐる状況

調査と情報—ISSUE BRIEF— NUMBER 889 (2016. 1. 26.)

はじめに

I 主権者教育とは

II 我が国の議論の状況

1 戦後の学校における政治教育
の経緯

2 「主権者教育」導入への動き

3 公職選挙法改正に伴う主権者
教育の条件整備

III 主要国の状況

1 英国

2 ドイツ

3 フランス

4 米国

おわりに

- 公職選挙法の改正に伴い、選挙権年齢が18歳まで引き下げられた。これにより高校生の一部も有権者となることから、政治参加する主体となるための必要な知識や判断力の涵養を目指す「主権者教育」の充実が求められている。
- 総務省、文部科学省は、主権者教育の充実のために副教材の作成、高等学校における政治的活動に関する新たな通知、新科目「公共（仮称）」創設の検討等を行っている。
- 諸外国で実施される主権者教育では、現実の政治的事象を積極的に取り上げるなどの特徴が見られる。これら諸外国の事例も参考にしながら、我が国の教育現場において主権者教育の実践を積み重ねる必要がある。

国立国会図書館

調査及び立法考査局文教科学技術課

くろかわ なおひで
(黒川 直秀)

第889号

はじめに

平成 27 年 6 月、「公職選挙法等の一部を改正する法律」（平成 27 年法律第 43 号）が成立した。平成 28 年 6 月 19 日に施行される今回の法改正により、選挙権を有する者の年齢が 18 歳以上に引き下げられることとなった。これにより、高等学校在学者を含めた若者の政治参加が可能になる一方、これらの若者が政治参加する主体となるために必要な知識や判断力を身に付ける「主権者教育」の必要性が指摘されている¹。本稿では我が国における主権者教育をめぐる議論を概観するとともに、主権者教育が実施されている諸外国の事例を紹介する。

I 主権者教育とは

児童生徒が将来主権者として政治活動を含めた社会参加を行うために必要な知識・技能を習得することを目的とした教育の呼称については、従来「シティズンシップ（市民性）教育」、「有権者教育」²等が使用されてきた。

近年では、特に投票や議会等、政治に関連する教育を指して「主権者教育」という用語が用いられるようになってきている。「主権者教育」を定義した主な例としては、総務省が平成 23 年に開催した「常時啓発事業のあり方等研究会」がある³。同研究会が同年 12 月に提出した最終報告書では、シティズンシップ教育及び主権者教育について次のように定義している。まず、「シティズンシップ教育」は、「社会の構成員としての市民が備えるべき市民性を育成するために行われる教育であり、集団への所属意識、権利の享受や責任・義務の履行、公的な事柄への関心や関与などを開発し、社会参加に必要な知識、技能、価値観を習得させる教育」である。そして、「主権者教育」は、このシティズンシップ教育の中心をなす、市民と政治との関わりについて扱う教育である⁴。本稿では同研究会の定義に依拠し、市民が備えるべき市民性を育成することを目的とした教育のうち、特に市民と政治の関わりに関するものについて「主権者教育」と統一して表記する⁵。

II 我が国の議論の状況

現在の主権者教育導入に関する議論を理解するために、本章ではこれまでの我が国の経緯を概観した上で、主権者教育導入の動きと、実施のための条件整備の状況を見る。

* 本稿におけるインターネット情報の最終アクセス日は、平成 28 年 1 月 15 日である。

¹ 常時啓発事業のあり方等研究会「「常時啓発事業のあり方等研究会」最終報告書 社会に参加し、自ら考え、自ら判断する主権者を目指して—新たなステージ「主権者教育」へ—」2011.12, p.4. 総務省ウェブサイト <http://www.soumu.go.jp/main_content/000141752.pdf>

² 「有権者教育」の用例としては、横江公美『判断力はどうすれば身につくのか—アメリカの有権者教育レポート—』PHP 研究所, 2004 等がある。

³ 同研究会は、選挙時以外においても政治及び選挙について日常的に啓発する「常時啓発事業」のあり方について検討することを目的として開催された。

⁴ 常時啓発事業のあり方等研究会 前掲注(1), p.7.

⁵ 文部科学省は、「主権者教育」の定義があいまいであること等を理由に、公式文書では「主権者教育」という用語を用いていない（「主権者教育って？ 「市民と政治との関わり」を教えること 総務省定義」『産経新聞』2015.9.30, p.27）。本稿では、便宜上、文部科学省が実施するものについても「主権者教育」と表記する。

1 戦後の学校における政治教育の経緯

我が国において、政治的教養を涵養するための教育については、従来「政治教育」という言葉が用いられてきた。政治教育に関しては、昭和22年制定の旧「教育基本法」（昭和22年法律第25号）第8条第1項（現「教育基本法」（平成18年法律第120号）第14条第1項）において規定された。「良識ある公民たるに必要な政治的教養は、教育上これを尊重しなければならない」と規定され、国民一人一人が民主主義国家において必要となる政治的教養を教育で涵養することが求められた。学校における政治教育は、主に社会科で指導が行われ、高等学校段階では、平成元年の学習指導要領改正以降、教科「公民」のうち、科目「現代社会」及び「政治経済」において取り上げられてきた。このほか、総合的な学習の時間や特別活動におけるホームルーム活動、生徒会活動、学校行事等においても指導が行われることとされている⁶。

教育による政治的教養の涵養が求められる一方で、旧教育基本法第8条第2項（現教育基本法第14条第2項）において、法律に定める学校が、特定の政党を支持し、又はこれに反対するための政治教育その他政治活動を行うことは禁じられた。また、その後も教職員組合の活発な政治活動を背景として、教育公務員の政治的行為の制限や、教育現場での教育の政治的中立の確保を目的とした、いわゆる「教育二法」⁷が成立した。1960年代には、学生運動の影響を受けた高等学校の生徒の過激な政治活動等が問題化した⁸ことから、文部科学省は、昭和44年に「高等学校における政治的教養と政治的活動について」⁹を通知した。同通知により、授業における現実の具体的な政治的事象の慎重な取扱いが求められるとともに、高校生の政治的活動が学校内で禁止され、学校外についても制限又は禁止された。このような経緯から、学校では、社会で政治的な議論の対象となっている事象について、授業時間内外を問わず取り上げることが過度に抑制された、と指摘されている¹⁰。

2 「主権者教育」導入への動き

国政選挙等において若年者の投票率は他の世代に比較して低く、また近年その差が拡大傾向にあり、その原因として若者の投票義務感の低下等が指摘されている¹¹。これに対し、2000年代に入ってから、学校教育の中で政治に関する教育を行う主権者教育の実施を求め動きが見られるようになった。

⁶ 「高等学校等における政治的教養の教育と高等学校等の生徒による政治的活動等について（通知）」（平成27年10月29日27文科初第933号）<http://www.mext.go.jp/b_menu/hakusho/nc/1363082.htm>

⁷ 公立学校に所属する教育公務員の政治的行為の制限について、一般の地方公務員よりも制限が多い国家公務員と同様とする内容の「教育公務員特例法〔昭和24年法律第1号〕の一部を改正する法律」（昭和29年法律第156号）及び義務教育段階の学校において教員が児童生徒に対して特定の政党を支持させる等の教唆、せん動を禁じた「義務教育諸学校における教育の政治的中立の確保に関する臨時措置法」（昭和29年法律第157号）の2つの法律を指す。（〔 〕内は筆者補記。）

⁸ 「高等学校における政治的教養と政治的活動について（資料）」『教育委員会月報』21巻8号、1969.11, p.35.

⁹ 昭和44年10月31日文科初高第483号

¹⁰ 常時啓発事業のあり方等研究会 前掲注(1), p.3.

¹¹ 森裕城「現代日本の若者と選挙」『生活経済政策』512号、2005.1, pp.25-31. 直近の例として、平成26年に実施された第47回衆議院議員総選挙の投票率を見ると、投票者全体の投票率が52.7%であるのに対し、20代の投票率は32.6%と約20ポイントの差があった。これは、この差が約10ポイントであった昭和40年代と比較して拡大傾向にある。「衆議院議員総選挙における年代別投票率の推移」総務省ウェブサイト <http://www.soumu.go.jp/senkyo/senkyo_s/news/sonota/nendaibetu/>

平成 19 年 9 月、教育改革に関する首相の諮問機関である教育再生会議は、第二次報告の中で、教科の再編等の検討を行い、その際「主権者教育」等、社会の要請に応えた教育内容の充実を図ることを提言した¹²。また、教育再生会議の後継である教育再生懇談会では、平成 21 年に主権者教育ワーキンググループが設置され、今後の主権者教育の望ましいあり方について検討を行った¹³。国会議員の間でも、平成 19 年 6 月、自由民主党、民主党、公明党の超党派の議員有志と「新しい日本をつくる国民会議」(21 世紀臨調) が組織した「国民主役の新しい公職選挙法を考える会」が 18 歳選挙権の早期実現を求める提言を行い、その中で「若者に対し統治主体としての自覚を促し、必要な知識と技能の習熟を進める「主権者教育」(仮称) が不可欠」であることを指摘した¹⁴。

平成 23 年には、総務省が「常時啓発事業のあり方等研究会」を開催し、最終報告書の中で主権者教育の実施を提言した。同研究会では、新しい主権者像として、政治・選挙に関する知識や投票義務感などの社会的・道義的責任を備えていることに加え、特に次の 2 つを挙げた。1 つ目は「社会参加」で、社会の諸活動に参加し、体験することにより社会の一員としての自覚が生まれ、主権者としての資質が高まる、とした。2 つ目は「政治的リテラシー(政治的判断力や批判力)」であり、政治的・社会的に対立している問題についての判断や意思決定を行う能力を身に付けるためには、情報を収集し、的確に読み解き、考察し、判断する訓練が必要であることを指摘した。そして、政治・選挙に関する常時啓発は、これらの資質を兼ね備えた、自ら考え、判断する主権者をつくる「主権者教育」へ向かうべきである、とした。¹⁵

なお、シティズンシップ教育については、社会の一員として必要とされる、課題に対する判断力や決断力の涵養を目的とした、東京都品川区の「市民科」やお茶の水女子大学附属小学校の「市民」等のように、独自の教科・領域による実践が行われてきた¹⁶。この中で特に主権者教育に関する実践としては、神奈川県が平成 23 年度から全県立高等学校において実施する「シチズンシップ教育」のうち、「政治参加教育」の一環として参議院議員通常選挙の際に実施する模擬投票等が挙げられる¹⁷。

3 公職選挙法改正に伴う主権者教育の条件整備

平成 27 年の公職選挙法の改正により、平成 28 年に施行される参議院議員通常選挙以降、高等学校 3 年生の一部が有権者となる。これに伴い、文部科学省を中心として、学校教育において主権者教育を実施するための準備が進行している。以下では、主権者教育実施のために必要となる施策の実施及び準備状況を見る。

¹² 教育再生会議「社会総がかりで教育再生を・第二次報告—公教育再生に向けた更なる一歩と「教育新時代」のための基盤の再構築—」2007.6.1, p.3. <<http://www.kantei.go.jp/jp/singi/kyouiku/houkoku/honbun0601.pdf>>

¹³ 篠原文也ほか「教育再生懇談会主権者教育ワーキンググループ審議経過報告」(第 11 回教育再生懇談会資料 3) 2009.5.28. 教育再生懇談会ウェブサイト <http://www.kantei.go.jp/jp/singi/kyouiku_kondan/kaisai/dai11/siryousu3.pdf>

¹⁴ 国民主役の新しい公職選挙法を考える会「18 歳選挙権の早期実現を求める緊急提言」2007.6.4. 日本生産性本部ウェブサイト <http://activity.jpc-net.jp/detail/21th_productivity/activity000819/attached.pdf>

¹⁵ 常時啓発事業のあり方等研究会 前掲注(1), pp.5-7.

¹⁶ 唐木清志「日本—実践・参加型の授業づくりを目指して」嶺井明子編著『世界のシティズンシップ教育—グローバル時代の国民/市民形成—』東信堂, 2007, pp.43-54.

¹⁷ 笠原陽子「神奈川県におけるシチズンシップ教育」『月刊高校教育』48 巻 9 号, 2015.8, pp.38-41.

（１）主権者教育に関する副教材の作成

総務省と文部科学省は、平成 27 年、第 189 回国会において公職選挙法が改正される見込みとなったことから、平成 28 年に施行される参議院議員通常選挙への対応として、共同で主権者教育のための副教材の作成を開始し¹⁸、平成 27 年 9 月 29 日に副教材『私たちが拓く日本の未来 有権者として求められる力を身に付けるために』とその活用のための指導資料を公開した¹⁹。高等学校等に在籍する生徒と教員に対してそれぞれ配布され、3 年生をはじめ、2 年生及び 1 年生においても必要に応じて副教材を用いた指導を行うこととされている。

副教材の指導資料では、生徒が有権者として適切な判断を行うことができるように、公民科はもとより、各教科、総合的な学習の時間等で、話し合いや討論等を通じて生徒が自らの考えをまとめていくような学習を進めることが求められる、とした。そして、現実の具体的な政治的事象を取り上げるとともに、模擬選挙や模擬議会など具体的・実践的な活動を実施することを求めた。その上で、生徒が公民として身に付けるべき目標として、次の 4 つを挙げた。²⁰

- ①論理的思考力（とりわけ根拠をもって主張し他者を説得する力）
- ②現実社会の諸課題について多面的・多角的に考察し、公正に判断する力
- ③現実社会の諸課題を見出し、協働的に追究し解決（合意形成・意思決定）する力
- ④公共的な事柄に自ら参画しようとする意欲や態度

副教材では、選挙や政治に関する解説のほか、討論や模擬選挙、模擬議会の実施といった実践的な内容が取り上げられている。また、政治的中立性を確保するために、教員用の指導資料では、政治的に対立する見解がある現実の課題を取り上げる際には、一方に偏った見解のみを取り上げないことや、教員が個人的な主義主張を述べることは避けることなどの留意点が示されている。

副教材を活用した主権者教育に対しては、議論等を通じて自ら考える力を養うことや、実践を重ねることで生徒の政治や選挙への関心を高めることにつながると期待する声がある²¹。その一方で、政治的中立性との関連で多くの留意点が示されていることから、授業を行う教育現場を萎縮させることにつながると懸念する意見もある²²。

（２）高等学校における政治的活動に関する通知の見直し

平成 27 年 10 月 29 日、文部科学省は、昭和 44 年の通知「高等学校における政治的教養と政治的活動について」を廃止し、新たに「高等学校等における政治的教養の教育と高等学校等の生徒による政治的活動等について」を通知した²³。同通知では、学校の授業における政治に関する教育の取扱いについて、政治的中立性を確保しつつ、現実の具体的な政治的事象も取り扱うなど、より一層具体的かつ実践的な指導を行うこととした。

¹⁸ なお、自由民主党政務調査会も、公職選挙法改正に伴い平成 27 年 7 月に発表した提言の中で、主権者教育のための副教材の配布を行うことを掲げている。自由民主党政務調査会「選挙権年齢の引下げに伴う学校教育の混乱を防ぐための提言」2015.7.8. <http://jimin.ncss.nifty.com/pdf/news/policy/128241_1.pdf>

¹⁹ 「政治や選挙等に関する高校生向け副教材等について」文部科学省ウェブサイト <http://www.mext.go.jp/a_mext/shotou/shukensha/1362349.htm>

²⁰ 総務省・文部科学省『「私たちが拓く日本の未来 有権者として求められる力を身に付けるために」活用のための指導資料』2015, p.7.

²¹ 「社説 主権者教育 実践重ねて政治参加を促そう」『読売新聞』2015.10.5, p.3.

²² 「社説 18 歳と政治 先生の背中を押そう」『朝日新聞』2015.9.30, p.16; 大島三緒「政治教育は伸びやかに一じっくり養え主権者意識（中外時評）」『日本経済新聞』2015.11.1, p.10.

²³ 「高等学校等における政治的教養の教育と高等学校等の生徒による政治的活動等について（通知）」前掲注(6)

3年生の一部が新たに有権者となる高校生に対しては、授業などの教育活動における選挙活動、政治活動が改めて禁止された。この「教育活動」には、生徒会活動や部活動も含まれる。放課後や休日等に学校内で選挙活動を行うことについても、学校施設の管理や他の生徒の日常の学習活動に支障が出ないように改めて制限又は禁止した。

選挙権年齢が引き下げられ、18歳以上の生徒が選挙活動を行えるようになったことについては、高等学校はこれを尊重することとし、原則として学校外における政治活動を容認した。ただし、学校外であっても、違法なものや暴力的になる可能性があるものについては制限又は禁止する必要があることや、本人又は他の生徒の学業や生活等に支障が出ると認められる場合には必要かつ合理的な範囲内で制限又は禁止を含めた指導が求められるとした。

上記の通知によって、高校生が政治的活動等を行えるようになったことに対し歓迎する声がある²⁴。その一方で、政治活動のうちどこまで許可されるのか判断基準が不明確であること²⁵、教員、生徒に対する禁止事項が多く、教育現場が萎縮する可能性があること²⁶、また学校側としても生徒の校外における政治的活動を把握するのが困難であることなどを問題視する意見もある²⁷。

(3) 科目「公共」の新設

平成27年8月26日、中央教育審議会初等中等教育分科会教育課程企画特別部会は、平成28年度中に答申される予定の新学習指導要領に関し、教科「公民」に新しい科目「公共（仮称）」を新設し、必修とする案を示した²⁸。「公共」を通じて育成する資質・能力として、「立場によって意見の異なる様々な課題についてより良い課題解決の在り方を協同的に考察し、公正に判断、合意形成する力」、「様々な課題を捉え、考察するための基準となる概念や理論を習得する力」、「公共的な事柄に自ら参画しようとする意欲や態度」等が挙げられた。政治参加（選挙等）も指導内容の一つに含まれており、学習活動の事例としては、討論やディベートのほか、模擬選挙や模擬投票、新聞を題材にした学習、インターンシップ等が示された。

(4) 主権者教育実施に向けての議論

学校における主権者教育のあり方については、学校が政治闘争の場となる可能性を危惧し、政治的中立の確保を徹底すべきだという声がある²⁹。その一方で、教育現場では、政治的中立に配慮した場合どの程度まで具体的な政治的事象を扱ってよいのか分かりにくい、という声もある³⁰。主権者教育への関心が高まるにつれて、提言や実践例の報告等が行わ

²⁴ 「政治活動 期待と戸惑い 高校生容認 校外の行動 把握困難」『読売新聞』2015.10.30, p.38.

²⁵ 「高校生の政治活動、学校が線引き 校外はOK、校内禁止 文科省、全国に通知」『朝日新聞』2015.10.30, p.3.

²⁶ 「18歳選挙権：高校生デモ、容認を通知 主権者教育に詳しい小玉重夫・東京大教授（教育学）の話」『毎日新聞』2015.10.30, p.30.

²⁷ 『読売新聞』前掲注(24)

²⁸ 中央教育審議会初等中等教育分科会教育課程企画特別部会「教育課程企画特別部会における論点整理について（報告）」2015.8.26. 文部科学省ウェブサイト <http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chukyo/chukyo3/053/sonota/1361117.htm> なお自由民主党は、平成24年に実施された第46回衆議院議員総選挙の公約として、新科目「公共」の設置を盛り込んでいる。自民党『日本を、取り戻す。—重点政策2012—』2012, p.20. <http://jimin.ncss.nifty.com/pdf/seisaku_ichiban24.pdf>

²⁹ 自由民主党政務調査会は、教育の政治的中立性を確立するために、高校生の政治的活動に関し、学校内外において生徒の本分を踏まえ基本的に抑制的であるべきとの指導を高等学校が行えるようにすることや、教育公務員の政治的行為の制限違反に罰則を科すこと等を提言した。自由民主党政務調査会 前掲注(18)

³⁰ 「[解説スペシャル] 18歳選挙権の副教材 政治的中立 悩む教員」『読売新聞』2015.10.1, p.11.

れつつある³¹。これらも踏まえた上で、今後どのように効果的な主権者教育が実施できるかが検討される必要がある。

Ⅲ 主要国の状況

諸外国の状況に目を転じると、我が国において導入される主権者教育に類する教育が実施されている国も少なくない。巻末に掲載した表は、英国、ドイツ、フランス、米国における主権者教育の概要をまとめたものである。各国とも、導入の経緯や背景等は異なっているものの、若者が自ら考え、判断する能力を涵養することを目的としている点では共通している。また、学校外の機関等によって主権者教育が実施される国もある。本章では、表で取り上げた国における主権者教育の内容、政治的課題を取り扱う際の中立性の確保、学校外の場を利用した主権者教育の推進の取組等について概観する。

1 英国

(1) シティズンシップ教育の導入経緯

英国³²では、若者の政治的無関心、学校の無断欠席、暴力・犯罪行為の増加などに代表される「若者の疎外」と呼ばれる問題や、移民の増加を契機とする多文化社会化の進行に伴う共通の価値観の欠如といった問題を背景として、1990年代からシティズンシップ教育の必要性が指摘された³³。1997年5月に発足した労働党トニー・ブレア（Tony Blair）内閣のデイヴィッド・ブランケット（David Blunkett）教育雇用大臣は、同年11月に発表した白書『学校に卓越さを』（*Excellence in Schools*）において、学校教育におけるシティズンシップ及び民主主義に関する教育を推進することを表明し、政治学者バーナード・クリック（Bernard Crick）を座長とする「シティズンシップ諮問委員会」（*Citizenship Advisory Group*）を設置した。同委員会は、1998年9月に最終報告書「学校でのシティズンシップ教育と民主主義の教育」³⁴（通称「クリック・レポート」）を公表し、シティズンシップ教育を必修化することを提言した。

(2) 教育内容

クリック・レポートを受け、シティズンシップ教育がナショナルカリキュラム³⁵に位置付けられることとなり、2002年から中等学校段階（11～16歳）においてシティズンシップ教育が必修化された。ただし、シティズンシップ教育を独立した教科として実施する必要

³¹ 次のものが挙げられる。18歳選挙権研究会監修『18歳選挙権の手引き』国政情報センター、2015；早川信夫ほか「特集「18歳選挙権」はすぐそこだ『月刊高校教育』48巻9号、2015.8、pp.21-43。

³² 英国では、イングランド、ウェールズ、スコットランド、北アイルランドにおいてそれぞれ独立した教育政策を実施している。本稿では、英国教育省が管轄するイングランドについて述べる。

³³ 奥村牧人「英米のシティズンシップ教育とその課題—政治教育の取り組みを中心に—」『青少年をめぐる諸問題（総合調査報告書）』（調査資料2008-4）国立国会図書館調査及び立法考査局、2009、pp.18-19。<http://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo_999295_po_200884.pdf?contentNo=1>

³⁴ *Citizenship Advisory Group, Education for citizenship and the teaching of democracy in schools: Final report of the Advisory Group on Citizenship*, London: Qualifications and Curriculum Authority, 1998.

³⁵ 義務教育段階に当たる初等教育及び中等教育の公費維持学校（我が国の公立学校に相当）に在籍する児童生徒が学ぶべきカリキュラム。「キーステージ」が、1（5～7歳）、2（7～11歳）、3（11～14歳）、4（14～16歳）の4段階に分かれ、それぞれの段階で学ぶ教育課程が設定される。

はなく、「歴史」「宗教」「人格、社会、健康及び経済教育」(Personal, social, health and economic education: PSHE)、教科外活動や全校集会等を通じて実施することも認められている。³⁶

この教科では、社会に対する責任感や参加意識、政治的な判断力を涵養することを目的としており、時事問題、社会的論争についての知識だけでなく、意見の対立を解決する方法も学ぶのが特徴である。選挙や投票に関する学習においては、仕組みや事実関係の学習だけではなく、討論等を通じた探究や、模擬投票等のような体験型の学習を重視している³⁷。最近の改訂により 2014 年 9 月から実施されるナショナルカリキュラムの「シティズンシップ」のうち、キーステージ 3 (11~14 歳) では特に主権者教育に該当するものとして、「英国の民主政治制度の発展」(市民、議会、国王の役割を含む)、「議会の働き及び政党の役割」(投票、選挙を含む) について学ぶこととされている。³⁸

なお、初等学校段階 (5~11 歳) でも、2000 年から PSHE の一部としてシティズンシップ教育が導入されたが、こちらは必修とされていない。レクリエーションやクラス内の討論を通じて他者との関わり合い方を学ぶ実践等が行われている。³⁹

(3) 教育の政治的中立性について

(i) 1996 年教育法における規定

教育の政治的偏向を避けることを目的とした法律上の規定は、「1996 年教育法」⁴⁰第 406 条及び第 407 条にある。公立学校に通学する 12 歳未満の生徒が特定の党派に偏った政治活動を行うこと (第 406 条第(1)項(a))、教員が公立学校でのいかなる教科の授業においても特定の党派に偏った政治的見解を宣伝すること (第 406 条第(1)項(b)) 等が禁止されている。また、公立学校では、地方教育当局、学校理事会及び校長が、対立する見解について、生徒にバランスのとれた説明を行うよう、手段を講じなければならない (第 407 条)。⁴¹

(ii) クリック・レポートにおける論争的問題を扱う際の教員のアプローチ

教員が授業の中で論争的問題を扱う場合のアプローチとして、クリック・レポートは、次の 3 つを挙げている。⁴²

- ①「中立的な議長」アプローチ：教員が、自分の意見を表明せず、議論の進行役としての役割のみを果たすことを求めるもの。
- ②「バランスの良い」アプローチ：生徒たちが自身の判断を下すことを奨励するために、

³⁶ David Kerr et al., *Vision versus Pragmatism: Citizenship in the Secondary School Curriculum in England: Citizenship Education Longitudinal Study: Fifth Annual Report*, Research Report RR845, Department for Education and Skills, 2007, pp.19-20.

³⁷ 新井浅浩「イギリスのシティズンシップ教育 第 5 回 自由で公正な選挙の条件を考える」『私たちの広場』298 号, 2008.1, pp.14-15. 明るい選挙推進協会ウェブサイト <<http://www.akaruisenkyo.or.jp/wp/wp-content/uploads/2012/08/england.pdf>>

³⁸ Department for Education, “Statutory guidance: National curriculum in England: citizenship programmes of study for key stages 3 and 4,” 11 September 2013. GOV.UK website <<https://www.gov.uk/government/publications/national-curriculum-in-england-citizenship-programmes-of-study/national-curriculum-in-england-citizenship-programmes-of-study-for-key-stages-3-and-4>> なお、政治に関する教育以外に、司法・警察の役割、公的機関等の役割、予算等についても学ぶこととされる。

³⁹ 新井浅浩「イギリスのシティズンシップ教育 第 2 回」『私たちの広場』295 号, 2007.7, pp.20-21. 明るい選挙推進協会ウェブサイト <<http://www.akaruisenkyo.or.jp/wp/wp-content/uploads/2012/08/england.pdf>>

⁴⁰ Education Act 1996, c.56.

⁴¹ 片山勝茂「学校での市民性教育への反対論の検討—左派の立場への偏向・論争的な問題・『不都合な真実』—」『東京大学大学院教育学研究科基礎教育学研究室 研究室紀要』39 号, 2013.9, pp.16-17.

⁴² Citizenship Advisory Group, *op.cit.*(34), p.59.

教員自身が、教員自身やクラス全体が同意しないものも含めて、異なる角度からの意見を表明するもの。

- ③「明示コミットメント」アプローチ：教員が自身の見解を最初から率直に述べるもの。教員自身の意見に対して生徒が賛成や反対などの意見を表明することを促すなど、議論を活性化する目的で行われる。ただし、本アプローチには、教員による生徒の教化につながるリスクが存在する。

クリック・レポートは、本文の中で、教員の教え方を指導することがシティズンシップ諮問委員会の職務ではないことを断りながら、教員が論争のある問題を授業で扱うための自身のスタイルを発展させるために、上記の方法を部分的に又は全面的に受け入れ、又は選択することを提案している⁴³。

（４）学校外での取組

学校外での取組としては、英国議会の下院事務局が実施する、青少年を対象とした教育サービスがある。具体的な事例としては、現職議員も出席して討論が行われる「学生議会」(Student Parliament) と呼ばれる模擬議会のほか、事務局職員が各学校等に出向いて教員等を対象とした講習や生徒を対象としたワークショップ等を行う教育アウトリーチサービス等がある。

また、チャリティー団体が運営する「英国青少年議会」(UK Youth Parliament)⁴⁴があり、全国各地域で立候補し選出された11歳から18歳までの青少年議員が、それぞれの地域の下院議員や地方議会の議員等とともに活動するほか、全国の青少年議員と定期的に活動報告や意見交換を行っている。⁴⁵

2 ドイツ

（１）ドイツにおける政治教育と基本原則「ボイトルスバッハ合意」

ドイツにおける主権者教育は、「政治教育」(Politische Bildung) と呼ばれている。政治教育の定義は、「民主主義社会における共同生活の基礎を培い、社会に対して責任をもって行動のできる良識ある市民を育成し、市民主体の社会を作るための教育」とされる。⁴⁶

ドイツでは19世紀後半から政治教育が行われてきた⁴⁷が、第二次世界大戦以降の混乱の中で積極的には実施されなくなっていた。このような状況に対し、1976年、シュトットガルト近郊のボイトルスバッハにおいて全国の著名な政治教育の研究者らが協議し、今日の政治教育の基本原則となる「ボイトルスバッハ合意」⁴⁸ (Beutelsbacher Konsens) を発表し

⁴³ *ibid.*

⁴⁴ UK Youth Parliament website <<http://www.ukyouthparliament.org.uk/>>

⁴⁵ 武田美智代「青少年の政治教育と議会の関与—英国の事例を中心に—」前掲注(33) pp.33-47.

⁴⁶ 大友秀明「ドイツ基礎学校における政治教育のカリキュラム構成」『埼玉大学紀要 教育学部 人文・社会科学』53巻1号, 2004, p.1.

⁴⁷ 第二帝政期に、社会主義及び共産主義に対抗することを目的とした、政治的な基礎学科が導入され、またヴァイマル期には、憲法で政治教育を実施することが規定された。中村圭・船尾日出志「政治教育の歴史的展開—ドイツの特有性—」『愛知教育大学研究報告 教育科学編』52号, 2003.3, pp.163-171.

⁴⁸ “Beutelsbacher Konsens,” 7.4.2011. Bundeszentrale für politische Bildung website <<http://www.bpb.de/die-bpb/51310/beutelsbacher-konsens>>

た。その主な内容3つは以下のとおりである⁴⁹。

- ①「教員による見解の強制の禁止」：教員が期待される見解を生徒に強制し、生徒が自らの判断の獲得を妨げることがあってはならない。
- ②「論争のある問題は論争のあるものとして扱う」：学術や政治において議論のあることは、授業においても議論のあるものとして扱わなければならない。
- ③「個々の生徒の利害関心の重視」：生徒は、政治的状況と自らの利害関係を分析し、自らの利害関心に基づいて所与の政治的状況に影響を与える手段と方法を追求できるようにならなければならない。

（２）政治教育のスタンダード

ドイツは各州が学校教育を管轄しており、カリキュラムも州によって異なっている。ただし、近年は教科ごとに国家的標準を定める動きがある。政治教育に関しては、2003年、「政治教育学及び青少年・成人政治教育のための学会」（Gesellschaft für Politikdidaktik und politische Jugend- und Erwachsenenbildung）が、常設各州教育大臣会議と連邦教育学術省の委託を受けて、各州で実施する政治教育の標準となる『学校における政治教育の国家的スタンダード』⁵⁰を策定している。同スタンダードでは、政治的判断力（政治を多面的かつ中長期的視点から理解する能力）と行動力（現状把握、自己の利害等を踏まえ倫理的かつ有効に意見表明する能力）等を生徒に獲得させることを課題としている⁵¹。

（３）政治教育を扱う教科

政治教育を具体的に扱う教科の名称は各州によって異なっており、中等教育段階における教科の例としては、「郷土科」、「社会科」、「政治」、「歴史」等が挙げられる。このほかに、「宗教・倫理」、「地理」、「自然科学」、「芸術」、「スポーツ」等、その教育の一部が政治教育と関係する教科群がある。例えば、「宗教・倫理」では宗教間の寛容や家族のあり方が問われ、「地理」では人口問題や天然資源をめぐる国際紛争、「自然科学」では、地球温暖化等が教えられる。さらにこの背後に「ドイツ語」、「数学」等の基礎的教科を含むすべての教育活動が位置し、政治的判断力・行動力に不可欠な基礎的な能力が養われる。⁵²

（４）教育の政治的中立性

ドイツの学校法制の解説書では、「政治教育においては、教員は自分の個人的な意見を隠す必要はないが、しかしそれを生徒に押しつけてはならない…いかなる場合にも、教員が授業において特定の政治的方向性に加担することは許されない」と説明されている⁵³。一例として、ノルトライン・ヴェストファーレン州の学校法⁵⁴第2条第(8)項では、学校にお

⁴⁹ ボイテルスバッハ合意については、次を参照。近藤孝弘「ドイツにおける若者の政治教育」『学術の動向』14(10), 2009.10, pp.11-13.

⁵⁰ Gesellschaft für Politikdidaktik und politische Jugend- und Erwachsenenbildung (GPJE), *Anforderungen an Nationale Bildungsstandards für den Fachunterricht in der Politischen Bildung an Schulen*, Schwabach, Wochenschau Verlag, 2004. <<http://www.gpje.de/Bildungsstandards.pdf>> スタンダードについては、次を参照。寺田佳孝「コンピテンシー概念に基づく平和問題の学習」『公民教育研究』21号, 2013, pp.33-47.

⁵¹ Gesellschaft für Politikdidaktik und politische Jugend- und Erwachsenenbildung (GPJE), *ibid.*, p.13.

⁵² 近藤 前掲注(49), pp.14-16.

⁵³ ヘルマン・アベナリウス（結城忠監訳）『ドイツの学校と教育法制』教育開発研究所, 2004, pp.134-135.（原書名: Hermann Avenarius, *Einführung in das Schulrecht*, 2001.）

⁵⁴ Schulgesetz für das Land Nordrhein-Westfalen (Schulgesetz NRW - SchulG)Vom 15. Februar 2005 (GV.NRW.S.102)

いて教員は生徒と親に対して、中立性に反する政治的・宗教的な示威行為を行ってはならない、と規定されている。⁵⁵

(5) 学校外での取組

政治教育の実践としては、内務省が管轄する「連邦政治教育センター」(Bundeszentrale für politische Bildung)⁵⁶による、政治情報に関する刊行物・教材の出版、教員や政治家に対するセミナー、児童向けの政治教育コンクールの開催等の活動が挙げられる。各州にも政治教育センターが設置されており、政治に関する情報提供やイベントの実施等により政治教育のサポートを行っている。民間政治教育団体による模擬選挙も行われており、実際の選挙を題材に、争点、各党の政策や戦術を理解した上での模擬投票が大規模に行われる。これらの諸機関・団体と学校がネットワークを形成し、政治教育が実施される。⁵⁷

3 フランス

(1) フランスにおけるシティズンシップ教育

フランスでは、共和国市民を育成することを目的とした公民教育 (éducation civique) が伝統的に実施されてきたが、1996年4月の通達⁵⁸により、「公民教育の再活性化」を目指す「シティズンシップ教育」(éducation à la citoyenneté) という新しい概念が打ち出された。シティズンシップ教育が必要とされた背景として、若者の暴力や麻薬の服用といった「非市民的ふるまい」の増加や、移民の増加等が挙げられる。⁵⁹

シティズンシップ教育は教科ではなく、市民育成という学校教育全体を通じた理念又は目標となっているため、学習指導要領での規定はない。シティズンシップ教育の内容は、各学校が独自に策定する学校教育計画の中で定められ、実施されている。上記の通達では、シティズンシップ教育を通して追求する、全学年に共通した目標として、「人権と市民の教育」、「責任感や市民的義務を身に付ける教育」、「判断力を養う教育」の3つが設定された。そして、教員だけではなく、職員も含む学校教育関係者全てが関わる活動と位置付けられた。⁶⁰

通常のシティズンシップ教育は、次の3つにおいて実施されている。まず、①単独の教科としては、公民科があり、学習方法として討論を取り入れている点が特徴である。次に、②教科横断的に実施される公民教育がある。これは、公民教育のテーマを軸に各教科の学習目標を配置し、教科横断的な学習を展開するものである。そして、③「共に生きることを学ぶための学校での市民的イニシアティブ」と呼ばれる教育活動があり、市民道徳に関連する特定のテーマについてのキャンペーン週間を設け、教員との討論や、裁判所や消防署への訪問を行う。⁶¹

そのほか、我が国の生徒会等に該当する組織もシティズンシップ教育の重要な一つの場合

zuletzt geändert durch Gesetz vom 25. Juni 2015 (GV.NRW.S.499)

⁵⁵ 近藤孝弘「ドイツの政治教育における中立性の考え方」『Voters』26号, 2015.6, pp.12-13. 明るい選挙推進協会ウェブサイト <<http://www.akaruisenkyo.or.jp/wp/wp-content/uploads/2015/05/26%E5%8F%B7.pdf>>

⁵⁶ Bundeszentrale für politische Bildung website <<https://www.bpb.de/>>

⁵⁷ 近藤 前掲注(49), pp.13-19.

⁵⁸ Circulaire n° 96-103 du 15 avril 1996.

⁵⁹ 鈴木規子「フランス共和制と市民の教育」近藤孝弘編『統合ヨーロッパの市民性教育』名古屋大学出版会, 2013, pp.108-111.

⁶⁰ 同上, p.111.

⁶¹ 同上, pp.111-114.

となっている。選挙によって各学級から選出された児童・生徒代表で組織される「児童協議会」、「生徒代表協議会」では、学校生活に関する話合いや、生徒の主体的な活動の運営が行われる。また、小学校高学年からは児童代表が保護者の会議や、「地域評議会」と呼ばれる地域の会議に出席し、意見表明を行う。コレッジ（中等学校）になると、学校の運営に関する会議に出席し、学校規則等に関する協議に参加する。⁶²

（３）政治的中立性について

フランスでは「公教育における自由」が認められており、それは政治権力に対する教員の独立及び生徒の思想信条の自由を尊重するための教育の中立性及び非宗教性の原則を内容としている。教育の中立性を法的に保障するのは1959年12月31日の法律⁶³（通称「ドブレ法」）で、「国は、憲法典に定められた諸原則に従い、公立学校の児童生徒に、あらゆる心情を平等に尊重しつつ、その能力にあった教育を受ける権利を保障する」と定められている。中立性の義務は、特に初等・中等学校の教員に対して厳格に課され、教員が生徒の良心の自由を尊重することを要求し、教員が政治的又は宗教的な宣伝・勧誘を行わないように制限している⁶⁴。

4 米国

（１）米国におけるシティズンシップ教育

米国のシティズンシップ教育には、出生時からの米国国民を対象に学校で主に民主主義を教える「公民科」教育と、移民が市民権獲得のために学ぶ成人教育の2種類がある⁶⁵。米国では教育は州の権限とされているが、連邦は望ましいと考える政策に対して補助金を交付する形をとり、教育に関与している⁶⁶。1994年に制定された米国の「2000年の目標：アメリカ教育法」⁶⁷では、連邦が各州に対し教育の基準となるスタンダードの策定を促した。同法で掲げた2000年までに達成すべき「全国共通教育目標」全8項目のうち、「全ての生徒が責任ある市民としての役割を果たすことを可能にするための学校教育の保証」、「市民としての権利及び義務の担い手となるために必要な知識及び技能の習得」の2項目がシティズンシップ教育に関する内容となっている⁶⁸。

また、連邦教育省の支援を受けた民間団体等が、学校教育における様々なナショナルスタンダードを策定している。例えば、政治教育の中心的な非営利団体である「市民教育のためのセンター」（Center for Civic Education）は、1994年に連邦教育省の支援を受けてナショナルスタンダードを策定した。これは、政治に関する学習を中心とした「内容」のほか、説明・分析や、政治に対する監視等の「技能」、個人の価値や人としての尊厳を尊ぶこ

⁶² 山田真紀「フランスのシティズンシップ教育 第4回学校をコミュニティに—「生徒会」活動—」『私たちの広場』303号, 2008.11, pp.16-17. 明るい選挙推進協会ウェブサイト <<http://www.akaruisenkyo.or.jp/wp/wp-content/uploads/2012/10/furenchi.pdf>>

⁶³ Loi n° 59-1557 du 31 décembre 1959 sur les rapports entre l'Etat et les établissements d'enseignement privés.

⁶⁴ 今野健一『教育における自由と国家』信山社出版, 2006, pp.13-14.

⁶⁵ 山田千明「アメリカ合衆国—「民主主義尊重」による「統一」と人格教育—」嶺井編著 前掲注(19), pp.126.

⁶⁶ 寺倉憲一「2000年の目標：アメリカ教育法の成立—アメリカにおける近年の教育改革の動向とクリントン政権の教育政策」『レファレンス』524号, 1994.9, p.26.

⁶⁷ Goals 2000: Educate America Act, P.L. 103-227.

⁶⁸ 寺倉 前掲注(66), pp.44-49; 山田 前掲注(65), pp.124-125.

となどが挙げられる「資質」の категорияで編成されている。⁶⁹

（２）教育の政治的中立性

米国の学校の授業において政治的テーマを扱う際には、時事問題が重視されている。授業で具体的な争点について議論するときには、①賛成と反対と立場を明確にすること、②議論の際には、時事的なテーマを取り上げること、が求められる。またこの際、教員は、賛否が分かれている問題について、どちらにも偏ることなくその主張を取り上げて教えなければならない。⁷⁰

（３）学校外での取組

実際の選挙に合わせて行われる模擬投票などの政治教育が行われているところもある。例えば、「キッズ投票」(Kids Voting) と呼ばれる非営利団体は、子どもたちによる模擬大統領選挙を実施している。⁷¹

おわりに

我が国では、選挙権年齢の引下げにより、高等学校に在籍する生徒も国政選挙の有権者となることから、主権者教育に関する議論が活発化した。文部科学省等は、高等学校における政治的活動に関する通知の見直しを行い、また副教材を作成・配布するなど、将来主権者となる高校生に対する主権者教育を実施するための条件整備を進めてきた。諸外国においては、若者の抱える問題への対応として、政治に限らず、あらゆる社会生活の中で主体的に判断し、社会参加を行う市民の育成を目指す教育が導入されてきた。また、主権者教育においても、授業において現在の政治的事象を積極的に取り上げることや、学校外の組織が主権者教育を支援するなど、各国において特徴があり、我が国で主権者教育を実施する上で参考となりうる。

政治的なテーマを扱う際の教育の政治的中立性の確保は、各国ともに留意している。英国やドイツ等では、政治的に意見が分かれるテーマについて取り扱う際には、生徒たちが判断力を養うために賛成、反対等様々な立場から考察することを求めるとともに、教員は自身の意見を生徒に押し付けないことが求められている。我が国では、従来授業で現実の政治的な課題を積極的に扱うことに対して抑制的であったが、このたび主権者教育実施に向けて転換されることとなった。政治的中立を確保した上で主権者教育を実効的なものとするために、慎重な準備とともに、教育現場において実践を積み重ねる必要があるだろう。

⁶⁹ 山田 同上, p.125.

⁷⁰ 横江公美「アメリカの有権者教育レポート 第3回 有権者予備軍への争点教育」『私たちの広場』285号, 2005.11, pp.12-14. 明るい選挙推進協会ウェブサイト <<http://www.akaruisenkyo.or.jp/wp/wp-content/uploads/2012/08/usa.pdf>>; 「常時啓発事業のあり方等研究会 議事概要」2011.9.28. 総務省ウェブサイト <http://www.soumu.go.jp/main_content/000141185.pdf>

⁷¹ 横江公美「アメリカの有権者教育レポート 第1回 投票率向上の第一歩は、子どもの頃からの教育」『私たちの広場』283号, 2005.7, pp.12-14. 明るい選挙推進協会ウェブサイト <<http://www.akaruisenkyo.or.jp/wp/wp-content/uploads/2012/08/usa.pdf>>

表 諸外国の主権者教育

	英国	ドイツ
学制	6-5-2 ※初等学校、総合制中等学校、シックスフォーム（義務教育修了後に進学する中等教育機関）等に進学する場合の最も基本的な形態	4-9(8)（ギムナジウム：大学進学コース） 4-6-1～3（実科学校：職業教育学校進学コース） 4-5-1～3（ハウプトシューレ：卒業後就職し、職業訓練を受けるコース）
義務教育期間	フルタイムは5歳から16歳までの11年間。2014年からはさらに18歳まで2年間の教育・訓練（パートタイムを含む）が義務となった。	9年間（一部では10年間）。また、義務教育終了後に就職し、見習いとして職業訓練を受ける者は、通常3年間、週に1、2日職業学校に通うことが義務とされている。
主権者教育の教育課程上の位置付け	○ナショナルカリキュラムで以下のように位置付けられている。 ・初等教育：「人格、社会、健康及び経済教育」（PSHE）（必修ではない） ・中等教育：「シティズンシップ」（必修であるが、独立した教科で実施する必要はなく、「歴史」「宗教」「PSHE」等で実施することも可能）	○教育の権限が州にあるため、教育課程は州によって異なる。近年の国家的標準を定める動きの中、2003年には「政治教育学及び青少年・成人政治教育のための学会」が各州で実施する政治教育の標準となる「学校における政治教育の国家的スタンダード」を策定した。 ○中等教育段階で政治教育が扱われる科目例としては、「郷土科」、「社会科」、「政治」等。
主権者教育の内容	○ナショナルカリキュラムの「シティズンシップ」の一例として、キーステージ3（11～14歳）では特に主権者教育として以下の内容を教える。 ・英国の民主政治制度の発展（市民、議会、国王の役割を含む） ・議会の働き及び政党の役割（投票、選挙を含む） ○授業では、討論を通じた探究や模擬投票のような体験等を重視している。	○上記スタンダードでは、政治的判断力（政治を多面的かつ中長期的視点から理解する能力）、行動力（現状把握、自己の利害等を踏まえ倫理的かつ有効に意見表明する能力）等を生徒に獲得させることを課題としている。 ○実際の選挙を題材にした模擬選挙等も授業の一環で行われている。
「政治的中立」の扱い	○シティズンシップ諮問委員会による1998年の最終報告書（通称「クリック・レポート」）では、教員に対し、論争的問題を扱う場合のアプローチとして、次の3つを挙げ、使い分けることを奨励している。 ①「中立的な議長」アプローチ：個人的意見を表明せず議論の進行役としての役割のみを果たす。 ②「バランスの良い」アプローチ：生徒たちが自身の判断を下すことを奨励するために、教員自身が、異なる角度からの意見を表明する。 ③「明示コミットメント」アプローチ：教員が自身の見解を最初に率直に述べる。	○政治教育は、以下の3点を基本原則とする。（1976年の「ボイトルスバッハ合意」による） ①「教員による見解の強制の禁止」 ②「論争のある問題は論争のあるものとして扱う」 ③「個々の生徒の利害関心の重視」
学校外での主権者教育	○英国議会の事務局が実施する「模擬議会」や教育アウトリーチサービスがある。 ○各地域から選出された青少年議員が活動する「英国青少年議会」がある。	○内務省管轄の連邦政治教育センターが、政治情報に関する刊行物・教材の出版、教員や政治家に対するセミナー、児童向けの政治教育コンクールの開催等の活動を行っている。また、各州においても政治教育センターが設置されている。

	フランス	米国
学制	5-4-3(2) ※後期中等教育には、3年制のリセと、2～3年制の職業リセがある。	6-3(2)-3(4), 8-4, 6-6, 5(4)-3(4)-4等。学校区によって異なる。
義務教育期間	6歳から16歳までの10年間	9年間から13年間まで、州によって異なる。10年間とする州が最も多い。
主権者教育の教育課程上の位置付け	○シティズンシップ教育は教科ではなく、市民育成という学校教育全体を通じた理念又は目標となっている。各学校が独自に策定する学校教育計画の中で定められ、実施されている。 ○通常のシティズンシップ教育は、主に①教科としての「公民科」、②教科横断的に実施される公民教育、③教科活動「共に生きることを学ぶための学校での市民的イニシアティブ」において実施される。	○教育の権限が州にあり、教育課程は州によって異なる。連邦は、「2000年の目標：アメリカ教育法」の中で、各州に対し、シティズンシップ教育の内容を含むスタンダードの策定を促している。 ○民間団体が学校におけるシティズンシップ教育のためのナショナルスタンダードを策定している。（「市民教育のためのセンター」が1994年に作成したナショナルスタンダード等） ○教科としては、「社会科」、「公民科」等が該当する。
主権者教育の内容	○公民科では、学習方法として討論を取り入れている。 ○教科活動「共に生きることを学ぶための学校での市民的イニシアティブ」では、市民道徳に関連する特定のテーマについてのキャンペーン週間を設け、教員との討論や、裁判所や消防署への訪問を行う。	○時事問題に関する教育が重視されている。 ○実際の選挙に合わせて模擬投票が実施されている。
「政治的中立」の扱い	○1959年12月31日の法律（通称「ドブレ法」）によって教育の中立性が法的に保障される。 ○中立性の義務は、特に初等・中等学校の教員に対して厳格に課される。教員が政治的又は宗教的な宣伝・勧誘を行わないように制限している。	○具体的な争点について議論するときには、賛成と反対の立場を明確にする。また、議論の際には、時事的なテーマを取り上げる。このとき、教員は、賛否が分かれている問題について、どちらにも偏ることなくその主張を取り上げて教えなければならない。
学校外での主権者教育	○児童生徒の代表が「地域評議会」と呼ばれる地域の会議に参加し、地域の問題について児童生徒の立場から意見表明を行っている。	○「キッズ投票」と呼ばれる非営利団体が、子どもたちによる模擬大統領選挙を実施している。

（出典）次の資料を基に筆者作成。新井浅浩「イギリスのシティズンシップ教育」（全6回）『私たちの広場』294-299号、2007.5-2008.3。明るい選挙推進協会ウェブサイト <<http://www.akaruisenkyo.or.jp/wp/wp-content/uploads/2012/08/england.pdf>>; 武田美智代「青少年の政治教育と議会の関与—英国の事例を中心に—」『青少年をめぐる諸問題（総合調査報告書）』（調査資料2008-4）国立国会図書館調査及び立法考査局、2009、pp.33-47。<http://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo_999295_po_200884.pdf?contentNo=1>; 近藤孝弘「ドイツにおける若者の政治教育」『学術の動向』14巻10号、2009.10、pp.10-21; 鈴木規子「フランス共和制と市民の教育」近藤孝弘編『統合ヨーロッパの市民性教育』名古屋大学出版会、2013、pp.103-119; 横江公美「アメリカの有権者教育レポート」（全5回）『私たちの広場』283-287号、2005.7-2006.3。明るい選挙推進協会ウェブサイト <<http://www.akaruisenkyo.or.jp/wp/wp-content/uploads/2012/08/usa.pdf>>; 文部科学省『諸外国の教育行財政—7か国と日本の比較—』（教育調査第146集）ジヤース教育新社、2014ほか。